個別最適化学習用プラットフォーム整備事業 個別最適化学習用プラットフォーム利用ライセンスの調達 公募型プロポーザル説明書

奈良県教育委員会事務局 高校の特色づくり推進課 奈良県立教育研究所 教育情報化推進部

1. 趣旨

県立高校第1学年に、BYODによる一人一台端末で利用できるAIを活用した学習用プラットフォームの導入と活用により学びと指導の個別化を図り、生徒ごとの入学時の基礎学力差を埋め、生徒の自己実現に必要な資質・能力を伸ばすとともに、学校と家庭との連携を密にして高校生活の安定化を図る。

そのプラットフォームについては提供者ごとに様々な特徴を持つサービスがあり、それらのうちから最も効果的なものを選定することを目的として、公募型プロポーザル方式により 最適なサービス内容のライセンスを公募する。

2. 業務概要

(1)業務名

個別最適化学習用プラットフォーム利用ライセンスの調達

(2) ライセンスの内容等

個別最適化学習用プラットフォーム整備事業 個別最適化学習用プラットフォーム利用ライセンス仕様書(以下、仕様書という。)に記載のとおりとします。

(3)調達上限額

18,200,00円(消費税及び地方消費税10%相当額を含む。)

(4) 企画提案

提出された企画提案書について公募型プロポーザル選定審査会(プレゼンテーション)を 開催し、「2. (3)調達上限額」の範囲内において調達できるライセンス内容の提案について、審査基準に基づき評価し、結果に基づきライセンス提供業者1者を選定します。

(5) ライセンス利用期間

仕様書のとおり。

(6) その他

詳細については、仕様書のとおりとします。

契約条件については、別紙「個別最適化学習用プラットフォーム利用ライセンスの調達契約書(案)」を参考にしてください。

3. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

- (1) 参加申込の提出書類
 - ①参加申込書(様式1)1部
 - ②事業者の概要(設立年月日、所在地、事業内容等) 1部
 - ③納入証明書(様式2)1部

提案を行う業務について確実に履行することを証明する書類を提出してください。記載については別紙「納入証明書記載例」のとおりです。

- (2) 企画提案の提出書類
 - 小提案書等

(正本1部、副本7部、見積書1部、附属資料7部)

なお、提案書の作成については、別紙提案書作成要領を確認してください。 見積書には経費及び内訳(項目、数量、単価、金額)を記載してください。

(3)提出場所

奈良県教育委員会事務局 高校の特色づくり推進課 高校教育改革推進係

(奈良県立教育研究所 教育情報化推進部 事業推進係内)

〒636-0343 奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1

電話番号 : 0744-33-8907 電子メール:ict-mirai@e-net.nara.jp

受付時間 :平日の午前9時から午後5時まで(ただし

4. 企画提案に係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年3月7日(木)午後4時まで

(2)質問方法

質問票(様式3)を使用し「3. (3)」の提出先に電子メールにて提出すること(到着確認のため必ず電話連絡をすること)

(3) 提出場所

「3. (3)提出場所」に記載のとおりです。ただし、到着確認の電話は平日の午前9時から午後5時までにお願いします。

(4) 質問に対する回答

各事業者からの質問は、令和6年3月11日(月)中に奈良県立教育研究所ホームページでの公開により回答します。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなします。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

5. 参加申込書の提出について

(1)提出期限

令和5年3月13日(水)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(2)提出方法

持参もしくは郵送により提出してください。提出先は「3. (3)提出場所」に記載のとおりです。いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けません。郵送による場合は、書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。また、封筒には「個別最適化学習用プラットフォーム利用ライセンスの調達に係る参加申込書在中」と朱書きしてください。

(3)提出書類

「3. (1)参加申込の提出書類」に記載の書類一式

- (4) その他
 - ① この企画提案に参加する者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - ② 提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。
 - ③ 提出された参加申込書等は返却しません。
 - ④ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となりますが、提出者に無断で公開しません。

6. 企画提案書の提出について

(1) 提出期限

令和6年3月26日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(2)提出方法

持参もしくは郵送により提出してください。提出先は「3. (3)提出場所」に記載のとおりです。いかなる書類であっても期限を過ぎた書類は受け付けません。郵送による場合は、書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。また、封筒には「個別最適化学習用プラットフォーム利用ライセンスの調達に係る参加申込書在中」と朱書きしてください。

(3)提出書類

「3. (2) 企画提案の提出書類」に記載の書類一式

(4) その他

- ① 提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。
- ② 提案は各応募者1案とします。
- ③ 提出された参加申込書等は返却しません。
- ④ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認めます。ただし、部分的な差し替えは認めません。
- ⑤ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となりますが、提出者に無断で公開しません。

7. プレゼンテーション等の実施

(1) 実施方法

- ・審査予定日時は、令和6年3月28日(木)午前9時からとします。
- ・審査場所は奈良県立教育研究所とします。なお、詳細については、参加申込書の提出後、 改めて通知します。
- ・1 提案者当たりの説明時間は30分を予定し、その内訳はプレゼンテーション15分、質疑応答15分とします。
- ・プレゼンテーションへの参加は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際 のプロジェクトリーダー予定者とします。
- ・説明のために、パソコン(PowerPoint等)を持ち込んでの利用も可能です。プロジェクター、スクリーン及び電源(100V)は奈良県側で準備します。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とします。 (追加提案の説明や追加資料の提出は認めません。)
- (2)審査内容(別表「審査基準」を参照)
 - ・提案者が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定します。
 - ・提案者が1者の場合は、審査基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により 認められたものについては、当該提案者を受託業者として特定することとします。

(3)審査結果

決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し通知します。ただし、個別の審査結果については公表しません。

8. 契約について

- (1) 受託者として選定された者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 受託者として選定された者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく 契約を締結するものとします。なお、審査の結果を踏まえて、提案内容の変更を求めるこ とがあります。
- (3) 契約にあたっては、契約保証金の納付(契約金額の10%以上)が必要となります。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合(次のア又はイに該当する場合)はこれを免除することができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し(契約相手方による契約実績を証する書類でも可)の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

9. 契約の不締結

受託者決定後、契約締結までの間に、受託者について次のいずれかに該当する事由があると 認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1)受託者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
- (2)暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、 又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4)受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び(4) に掲げる場合のほか、受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。) に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、 当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10. 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合には契約を解除することがあります。この場合は、 契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 提案書等の提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき
- (2) 契約者に重大な瑕疵があるとき
- (3) 契約者に業務遂行の意思が認められないとき
- (4) 契約者に業務遂行能力がないと認められるとき
- (5) 契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき(なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「受託者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。)

11. その他

- (1)入札手続に関する質問(証明書記載方法・日程確認等)については電話でも受け付けます。
- (2) 本入札に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させては ならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りで はないものとします。